

一般社団法人日本ときめき片づけ協会

# 会員規約

# 一般社団法人日本ときめき片づけ協会会員規約

## 第1章 総則

### 第1条(活動目的等)

1. 一般社団法人日本ときめき片づけ協会(以下、「協会」といいます)は、片づけに関する技術の向上並びに知識の普及啓発を図るとともに、片づけ業の健全な育成に努め、もって人々の生活のときめき向上に寄与することを目的としています。
2. 前項の活動目的を達成するために、協会は会員組織を構成します。

### 第2条(本規約の範囲)

本規約は、協会に会員として入会したものが、協会の会員として行う一切の行為に適用されます。ただし、協会と会員とが本規約とは別の書面により、本規約の条項と競合する内容の条項を定めたときは、その別の書面の約定が優先します。

## 第2章 会員

### 第3条(会員資格)

1. 次の要件を満たす者は、会員になる資格を得るものとします。  
「ときめき片づけコンサルタント2級養成講座」の受講を修了していること。
2. 前項により会員になる資格を得た者が、次に掲げる全ての要件を満たした場合、協会との間に本規約に基づく会員契約が成立したものとします。
  - (1)協会所定の申込み方法により会員として申込みをし、協会の承認を得ていること。
  - (2)第5条に規定する入会金を支払ったこと。
  - (3)本規約に同意したこと。
3. 会員のうち、次の各号に掲げる要件を満たした会員は、当該各号に規定する会員種別となります。
  - (1)ときめき片づけコンサルタント2級資格(以下、「コンサルタント2級資格」といいます。)の認定のみを受けている会員  
ときめき片づけコンサルタント2級会員(以下、「コンサルタント2級会員」といいます。)
  - (2)コンサルタント2級資格の認定に加え、ときめき片づけインストラクター資格(以下、「インストラクター資格」といいます。)の認定を受けている会員  
ときめき片づけインストラクター会員(以下、「インストラクター会員」といいます。)
  - (3)コンサルタント2級資格、インストラクター資格の認定に加え、ときめき片づけコンサルタント1級資格の認定を受けている会員  
ときめき片づけコンサルタント1級会員(以下、「コンサルタント1級会員」といいます。)

### 第4条(入会の不承認)

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、協会は入会を承認しないことがあります。

- (1)入会申込書の申告事項に、虚偽の記載があった場合
- (2)過去に協会から会員資格を取消されたことがある場合
- (3)その他協会が、会員契約を締結することについて不相当であると判断した場合

#### 第5条(会費の支払い等)

1. 入会金は、金36000円(消費税別)とします。なお、第10条の規定等により退会をした者が、再度の入会をする場合は、再度入会金を支払わなければなりません。
2. 年会費の額は、金36000円(消費税別)とします。なお、入会した日の属する年度(毎年3月1日から翌年2月末日までをいいます。以下、同じ。)の年会費は発生しません。
3. 入会金は、入会時に一括払いとし、年会費は、毎年1月末日までに翌年度分を支払わなければなりません。
4. 入会金および年会費は、協会が別途指定する協会の銀行口座に振込む方法、クレジット決済の方法、その他協会が指定する方法をもって支払わなければなりません。

#### 第6条(会費等の払戻)

会員が既に支払った入会金および年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還致しません。

#### 第7条(有効期限等)

1. 会員契約の期間は、毎年3月1日から翌年2月末日まで(入会の初年度は入会した日から一番早く到来する2月末日まで)とし、次の各号に掲げる全てを満たした場合は、自動でその期間が1期更新されたものとし、その後もまた同様となります。

- (1) 協会より会員契約を更新しない旨の通知を受けていないこと。
- (2) 本規約に違反していないこと。
- (3) 次項の異議を述べていないこと。

2. 更新の日より1ヶ月前までに、協会が会員に対して更新後の規約内容を変更する旨および変更後の規約内容を通知した場合において、会員が協会に対し当該通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、更新後の規約内容は当該変更内容どおりに変更されたものとみなします。

3. 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とします。

#### 第8条(変更の届出)

1. 会員は、その氏名若しくは名称、住所、または連絡先等について、協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨および変更後の事項を協会に対して通知する必要があります。

2. 協会は、会員が前項の通知を行わなかった事による不利益についての責任を負いません。

3. 協会から会員に対する通知が到達しない場合、当該通知は通常到達すべき時期に到達したものとみなします。

#### 第9条(会員の資格承継)

1. 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとします。
2. 会員の地位の第三者への承継は一切出来ません。

#### 第10条(退会)

会員は、退会をしようとする時は、退会をする日の2ヶ月前までに協会所定の方法により退会の通知をすることにより、退会することが出来ます。なお、年度の途中で退会をした場合であっても、年会費の返還はしないものとします。

#### 第11条(休会)

休会の期限は原則として1年間のみとし、特別な事由につき休会の延長をする場合は、最長で3年間まで可能とさせていただきます。

毎年度末(2月末)までに、次年度の意向を協会へ通知する必要があります。

2年以上の休会を経て復会される場合は、コンサルタント養成講座及びインストラクター養成講座の再受講が必須です。

(※その際の受講料は半額とさせていただきます)

### 第3章 会員の権利等

#### 第12条(権利)

1. コンサルタント2級会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。

(1) 協会の主宰する会員限定のイベント、セミナー等がある場合は、それらに参加する権利(なお、参加費は別途生じます。)

(2) 会員だけが参加できるインターネット上のコミュニティへ参加する権利

(3) 次のとおりの資格名称を名乗り、営業活動をする権利

・ときめき片づけコンサルタント2級

・一般社団法人日本ときめき片づけ協会認定ときめき片づけコンサルタント2級

(4) 協会が提供するパンフレット、名刺、チラシ等の営業ツールのデータがある場合はそれを使用する権利

(5) 協会のロゴを使用する権利

(6) その他協会が別途定める権利がある場合はその権利

2. インストラクター会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。

(1) 前項1～6に掲げる権利(ただし、3を除く)

(2) 次のとおりの資格名称を名乗り、営業活動をする権利

・ときめき片づけインストラクター

・一般社団法人日本ときめき片づけ協会認定 ときめき片づけインストラクター

・ときめき片づけコンサルタント2級

・一般社団法人日本ときめき片づけ協会認定 ときめき片づけコンサルタント2級

(3) 協会が制作し著作権等を有する「ときめき片づけ体験セミナー」「ときめき片づけ講座」を自ら主催し、その講師を務める権利

(4) その他協会が別途定める権利がある場合はその権利

3. コンサルタント1級会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。

(1) 第1項1～6に掲げる権利(ただし、(3)を除く)

(2) 次のとおりの資格名称を名乗り、営業活動をする権利

・ときめき片づけインストラクター

・一般社団法人日本ときめき片づけ協会認定 ときめき片づけインストラクター

・ときめき片づけコンサルタント 1級

・一般社団法人日本ときめき片づけ協会認定 ときめき片づけコンサルタント1級

(3) 協会が制作し著作権等を有する「ときめき片づけ体験セミナー」「ときめき片づけ講座」その他協会が許可する講座を自ら主催し、その講師を務める権利

(4) その他協会が別途定める権利がある場合はその権利

#### 第13条(営業活動)

会員が各資格名を名乗り、営業活動をする場合は、会員倫理規定、協会の講座内において指導のあった内容、その他協会が別に定める規定がある場合はそれに従いなければなりません。

#### 第14条(講座の開催)

インストラクター会員、またはコンサルタント1級会員が、「ときめき片づけ講座」等を自ら主催し、講師を務める場合においては、協会の講座内において指導のあった内容、インストラクター規約その他協会が別に定める規定がある場合はそれに従わなければなりません。

## 第4章 その他

### 第15条(著作権)

1. 協会によって制作される著作物の著作権は全て協会に帰属します。
2. 協会によって提供される著作物を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

### 第16条(競業禁止)

会員は、本契約の期間中並びに本契約の終了後2年の間は、協会の書面による事前の同意がある場合を除き、自己または第三者の名をもって本事業と同種または類似の事業を行ってはならず、本事業と同種または類似の事業を行う者に対し、自己または第三者の名をもって本事業と同種または類似の役務を提供してはならず、いかなる従事もしてはなりません。なお、本条にいう本事業と同種または類似の事業とは、協会が主宰する講座で習得した知識またはノウハウ等をもって、資格を認定する事業、または、会員組織を組成する事業を含みます。

### 第17条(類似的商標出願の禁止)

会員は、協会、協会の代表者個人、協会の代表者が主宰する法人が設定の登録の出願をした商標権にかかる商標(ときめき片づけコンサルタント(出願番号:商願2014-24575)、日本ときめき片づけ協会(出願番号:商願2014-27547)を含むがそれらに限られない。)について、当該商標の全部または一部の文字列、図形および記号を含む商標をもって商標権の設定の登録の出願をしてはならないものとします。

### 第18条(禁止事項)

会員は次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 後記の会員倫理規程に反する行為。
- (2) 第1条に規定する協会の活動目的に反するような、他のノウハウ、セラピー、カウンセリング、占い等と組み合わせ活動すること(営業としてするか否かを問わない)。
- (3) 営業活動の場面等において、マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘を行うこと。

### 第19条(会員資格の取消し)

協会は会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、何らの催告を要せずに、本会員契約を解除し、会員資格を取消すことが出来るものとします。

- (1) 本規約または、その他協会が定める規約に違反した場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反する行為をした場合
- (3) 協会の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと協会が認めた場合
- (4) 後記の会員倫理規程に反する行為で、その違反が著しい場合
- (5) その他、会員として不適格と協会が判断する相当な事由が発生した場合

### 第20条(個人情報の取扱い)

1. 協会および会員は自らが個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱業者に該当する場合は、同法および同法の関係法令並びに経済産業省の示す同法に関連する各種のガイドラインを遵守し、各々が別に定める利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を適正に取扱うものとする。
2. 協会は、会員から受講者等の個人情報を取得した場合、次の各号に掲げる目的の範囲内でこれを取り扱うものとする。
  - (1) 協会への意見や感想を提供してもらうため
  - (2) 市場調査、顧客動向分析その他、協会の経営および運営上必要な分析を行うため
  - (3) 協会のマーケティング活動に利用するため
  - (4) 業務上必要な連絡をとるため

(5)その他協会のサービスを適切かつ円滑に提供するため

#### 第21条(免責および損害賠償)

1. 会員が営業活動の最中や講座の開講中において、顧客、受講者その他第三者に対し損害を加えた場合においても、協会は、会員および第三者に対し何らの責任も負わず、会員から一切の求償も受けないものとします。
2. 会員は故意または過失により協会に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負います。
3. 会員は、第15条に反して競業行為を行った場合、協会に対し、違約金として金1000万円を超えない額で協会が指定する額を支払わなければなりません。

#### 第22条(確認条項)

1. 本会員の制度は、協会が会員に対して、会員の活動における成果を何ら保障するものでなく、又、各講座の開催を含めた会員の活動に関して一切の責任を負うものでないことを確認します。
2. 協会と会員とは、独立した事業者であり、相互間に代理、雇用等の関係がないことを確認します。
3. 協会から会員に対する通知の方法は、チャットワーク、Eメールまたは郵送による方法のいずれかの方法をもってすれば足りるものとすることを確認します。
4. 協会から会員に対する通知が到達した場合において、会員がその通知内容を覚知していないことによる不利益については、会員に何らの事情があろうとも協会はその責任を負わないことを確認します。
5. 協会は、本事業について、その存続の保障をするものではなく、会員契約等が存続する限りにおいて、その範囲で責任を負うものであることを確認します。

#### 第23条(広告等)

1. 会員がその活動に関する広告や活動の広報(PR)を行う場合は、社会通念に照らし適切な方法をもってしなければならず、遵守すべき事項について協会が別に規定を定める場合は、会員はそれに従うものとします。
2. 会員は、その活動において、近藤麻理恵の氏名、ニックネーム等の個人に関わる情報を使用してはなりません。

#### 第24条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

#### 第25条(訴訟管轄)

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をその専属の管轄裁判所とします。

#### 第26条(協議事項)

本規約の内容について協議が生じた場合、または定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

## 会員倫理規程

1. 会員は、協会の基本理念を常に念頭に置きながら活動しなければならない。
2. 会員は、常に品位を保持し、誠実にその業務を行わなければならない。
3. 会員は、各種法令とルールを遵守し、協会その他利害関係人の社会的信用を傷つけるような行為をしてはならない。
4. 会員は、不当な方法によって顧客を誘致してはならない。
5. 会員は、協会と認定資格に対する社会的信用を維持向上させるため、以下の諸点を守り日頃の活動を行わなければならない。
  - (1) 専門家としての知識、技能の向上に努めること。
  - (2) 業務の適正、公平さを保つために、必要な情報を開示した上で適正な方法で取り組むこと。
  - (3) 利益相反事項がある場合は、これを顧客に開示すること。
  - (4) 業務上知り得た顧客の情報を守秘すること。
  - (5) その業務に責任と誇りを持ち、誠実に取り組むこと。
  - (6) 誤解を招く方法で集客を行わないこと。
  - (7) 協会若しくは他の会員の不名誉となる行為、信用を傷つける行為をしないこと。
  - (8) 資格、認可が必要とされる業務について、法の定める資格、認可を得ずして業務を行わないこと。
  - (9) 本規程をはじめとした協会の規定および細則等を順守し、協会の発展および、他の会員との協調に努めなければならない。

以上